

住宅ローン契約内容確認②

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認②は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行(以下「当社」という)住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容	確認書類等の表示・説明箇所	
			金利変動リスク等に関する説明	申込画面
金利変動リスク等に関する説明	金利上昇時の返済額の変化	最終返済日までの借入金利が確定している場合を除き、お客さまの選択された金利タイプ(変動金利または固定金利特約)に応じて、借入金利が見直されます。金融情勢などによっては、お客さまの借入金利が上昇し、結果として、ご返済の負担が増加するリスクがあります。	1頁 「前文」	—
	変動金利	変動金利における当社の基準金利は、毎年4月1日と10月1日を基準日と定め、年2回見直しを行うものとし、市場金利をもとに下記事項を勘案して当社独自の判断で決定します。 ・当社が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト ・当社が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営業コスト ・当社の収益および金利情勢など 基準金利は、前月末日までに決定し、当社所定の方法により掲示させていただきます。基準金利が大幅に変動した場合には、4月1日、10月1日以外の日に借入金利を変更する場合があります。	1頁 「3. (基準金利について)」	—
	変動金利の借入金利の見直し	お借入日以降の借入金利は、毎年4月1日と10月1日の年2回を基準日と定め見直しを行います。4月1日を基準日として決まる新借入金利は、同年6月の返済日の翌日から、10月1日を基準日として決まる新借入金利は、同年12月の返済日の翌日から適用します。	2頁 「5. (イ) 借入金利の見直し」	—
	変動金利のご返済額の見直し(元利均等返済の場合のみ)	お借入後の返済額は、お借入後5回目の10月1日を基準日とする借入金利の見直しを行うまで一定のままとします。この期間中、借入金利に変更があった場合も返済額は一定のまま、「元金」と「利息」の金額の内訳が変更となります。 お借入後5回目の10月1日を基準日として、借入金利、適用期間における元金残高、残存期間、未払(未収)利息に基づき、新しい返済額が算出され、12月の約定返済日の翌日から適用されます。以後、5回目ごとの10月1日を基準日とし、12月の返済日の翌日に同様に返済額を再計算します。	2頁 「5. (ウ) 返済額の見直し」	—
	未払(未収)利息(元利均等返済の場合のみ)	借入金利が著しく引上げられた場合、新借入金利で計算された利息の額が毎月の元金返済額を上回る場合があります。その場合、新借入金利で計算された利息の額と毎月の返済額の差額を「未払(未収)利息」といいます。 未払(未収)利息が発生した場合、予定されていた(返済予定明細上の)元金の返済が行われただけでなく、未払(未収)利息相当額が返済不足となり、以後発生した毎回の未払利息が次回の返済に繰り延べられます。	3頁 「5. (ウ) ③未払(未収)利息の発生」	—
	固定金利特約	固定金利特約を選択された場合、固定金利特約期間中は借入金利が固定されます。	7頁 「6. (イ) 借入金利の見直し」	—
	固定金利特約期間終了後の借入金利と返済額	固定金利特約期間が終了すると、自動的に変動金利に変更されます。固定金利特約期間終了時に、再度固定金利特約を選択される場合には固定金利特約期間終了日の原則10日前までに当社にお電話をいただく方法により申し出を行うこととします。なお、延滞等特別な事情がある場合には、再度固定金利特約への変更はできません。特約期間終了時において、金利が上昇している場合には、変動金利に変更された場合でも、同一特約期間の固定金利特約を再設定された場合でも、返済額が大幅に増加する可能性があります。	7頁 「6. (イ) 借入金利の見直し」	—
	各種手数料	全額繰上返済や条件変更を行う場合、当社所定の手数料をいただく場合があります。	8頁 「8. 手数料について」	—
その他	上記書類等の内容確認	「金利変動リスク等に関する説明」の内容は、当社ウェブサイトよりいつでもご確認いただけます。ウェブサイトから当該規約等を印刷し、連帯保証人さまにお渡しください。	—	—